

議事 2

バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項の改正について

1 改正理由

マイタウン・バスを取り巻く環境の変化や要望の多様化に迅速に対応するため、見なし事項の要件を一部見直すとともに字句等を整理するもの。

2 改正内容

以下のとおり

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項一覧（新旧比較）

区分		要件		分科会への対応
1	路線	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合もの。 ・ または、バス停の廃止に伴う場合もの。 ・ 道路の付替工事等に伴う道路線形路線の変更により、必要がある場合。 	事後報告
2	系統	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分1の路線の変更に伴うものおよび系統の廃止とならない場合もの。 ・ 系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合。 	事後報告
3	便数	増	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超える乗車が見込まれる場合。 ・ または地域の要望があり、に基づきかつ、乗車が見込まれる場合。 	
		減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。 	事後報告
4	バス停	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望がある場合。 	
		移設変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望に伴い位置を変更するがある場合。 ・ または、運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合。 ・ 区分1の路線の変更に伴い位置を変更、必要があるする場合。 ・ 名称を変更する場合。 	
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降者が見込まれない場合。 	事後報告
5	運行時刻	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）。 ・ 区分1の路線の変更および区分2の系統の変更に伴うい、必要がある場合。 	
6	定期券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合こと。 	
7	回数券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合こと。 	
8	臨時乗車券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね期間が3ヶ月以内程度であり、かつ、割引率が過大とならない場合こと。 	事後報告
9	臨時運行	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね運行期間が3ヶ月以内程度であり、かつ、既設の便に影響がない場合こと。 	事後報告

(補足) 本事項上記表に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

(附則) 本事項は、平成28年7月 日から適用する。

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において
協議が整っているとする見なし事項一覧（案）

区分			要件	分科会への対応
1	路線	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合。 ・ バス停の廃止に伴う場合。 ・ 道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合。 	事後報告
2	系統	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分1の路線の変更に伴う場合。 ・ 系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合。 	事後報告
3	便数	増	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超える乗車が見込まれる場合。 ・ 地域の要望があり、かつ、乗車が見込まれる場合。 	
		減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。 	事後報告
4	バス停	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望がある場合。 	
		変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望に伴い位置を変更する場合。 ・ 運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合。 ・ 区分1の路線の変更に伴い位置を変更する場合。 ・ 名称を変更する場合。 	
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降者が見込まれない場合。 	事後報告
5	運行時刻	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）。 ・ 区分1の路線の変更および区分2の系統の変更に伴う場合。 	
6	定期券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。 	
7	回数券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。 	
8	臨時乗車券	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間が3ヶ月以内であり、かつ、割引率が過大とならない場合。 	事後報告
9	臨時運行	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行期間が3ヶ月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合。 	事後報告

（補足）本事項に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

（附則）本事項は、平成28年7月 日から適用する。